

都議会第一回定例会が閉会 —平成22年度予算12兆4223億円が成立—

2月24日から3月30日まで、平成22年第一回定例会が開催されました。今定例会では、築地市場の移転問題が最大の焦点となりましたが、予算案の修正を前提に協議を重ねてきた結果、現在地再整備を都政の検討課題とすることができました。

また、青少年健全育成条例の改正案に関しては、内容に大きな問題があり、世論の反対も強いことから、十分かつ慎重な議論が必要と判断し、本定例会では継続審議としました。

今定例会では、知事提出議案114件、追加提案の副知事選任の人事案2件を含む人事案22件、会議規則1件、意見書2件、決議3件が可決(人事案件は同意議決)され、一般会計6兆2640億円、総額12兆4223億円の新年度予算案が可決、成立しました。

吉田康一郎は、引き続き都政の前進に向け、全力で取り組んで参ります。今後とも、一層のご指導ご支援を宜しくお願い申し上げます。



□ 新年度予算で、都民の命と生活を守る施策の前進を!

!都は、6000億円もの大幅な税収減に直面する中、都がなすべき役割を積極的に果たすため、財政の対応力を駆使して、新年度予算を編成しました。

依然として厳しい経済情勢により皺寄せを受けている離職者や中小企業に対するきめ細かな支援や、直面する医療課題への対応、東京の将来を展望した都市インフラの整備や耐震化の促進などを着実に進めていくとしています。

都議会民主党は、今後も税収が伸び悩むと予想される中、都が都民の命と生活を守る施策を前進させると共に、健全な財政運営に取り組むことで、都民福祉を向上させていくべきだと訴えています。

□ 築地市場、現在地再整備の検討を都が確約

都議会民主党は、豊洲の予定地の安全性が確認

されていないことや関係者の合意が得られていないことから、築地市場の強引な移転に反対し、現在地再整備の検討を求めてきました。また、石原知事が現在地再整備の検討に積極的な姿勢を見せなかったことから、今定例会では、豊洲の用地取得費を削除する予算の修正案の提案を発表していました。

しかし、採決直前、石原知事は「議会における現在地再整備の検討結果について真摯に受け止める」「執行機関として現在地再整備検討の組織を設けていく」と答弁。用地取得費の執行についても「議会の合意を尊重する」旨答弁しました。

これらを受け、都議会民主党は、現在地再整備が都政での具体的な検討課題となったと判断し、付帯決議を付して、予算案に賛成しました。

今後、都議会民主党は、精力的に現在地再整備を検討し、豊洲案と比較考量した上で、都民や関係者にとって最善の結果が得られるよう取り組んでいきます。



吉田康一郎 厚生委員会質疑骨子



3月17日、18日の厚生委員会において、吉田康一郎は、以下の質疑を行いました。

3月17日（福祉保険局関係）

＜生活保護について＞

生活保護受給者数が、この1年間で2万6494人増え、23万人6121人（平成21年12月）に達し、不正受給の件数と金額が、この5年間で5億6800万円から11億3900万円（平成20年度）に倍増している状況を踏まえ、生活保護受給者の就労自立支援の一層の充実を図るとともに、不正受給の防止を徹底し、生活保護基準が勤労者などの所得や経済の動向を適切に踏まえたものとなるよう国に働きかけることを求めました。

＜身体障害者手帳の不正取得について＞

平成20年に札幌市で身体障害者手帳の不正取得事件が起き、10億円を超える不正な支給や税の減免などが行われたことを踏まえ、東京都において同様の事件が起きないように、手帳の交付の仕組みについて質し、交付の実情について区市町村と連携して把握に努めるよう求めました。

3月18日（病院経営本部関係）

＜看護師・助産師の処遇について＞

平成22年度から、都立病院において、専門的な業務に従事した専門看護師、認定看護師、助産師に対する手当が新設されたことを評価し、引き続き医療の質の向上と従事者の処遇の改善を求めました。

各質疑の全文は吉田康一郎ホームページに掲載しています。
<http://k-yoshida.jp/index.html>

青少年健全育成条例の改正案を継続審議に

3月30日、本定例会の最終日、「青少年健全育成条例」改正案の採決が行われ、全会一致で継続審議となりました。知事提案の条例が可決されなかったのは、平成8年以来14年ぶりのことです。

同改正案は、「非実在青少年」の規制という内容が世論の大きな反対を巻き起こし、メディアでも大きく報じられました。

吉田康一郎は、この改正案の下敷きとなった青少年問題協議会の答申案の審議の段階から内容に大きな問題があったため、協議会の委員となっていた議員と共に是正を求めましたが、都は受け入れず、1月14日に強引な答申が出されました。この答申を基に都が条例改正案を検討している段階においても、偏った条例案とならないよう求めましたが、一部の修正がなされたに過ぎませんでした。

議会に付された改正案は、法律の枠を超え、曖昧な定義で過剰かつ的外れな規制を行う内容で、青少年の健全育成という目的から逸脱し、表現の自由を損なう弊害の大きいものであり、可決することが認め難いものでした。

この内容が知られるにつれ、条例の成立を危惧する都民・国民の声は日毎に高まり、条例案を審議する3月18日の総務委員会の前の16、17の両日には、議会局に寄せられた反対意見のメールが約4000件に達しました。

吉田康一郎は、3月7日に野方W I Zで市民団体主催の「緊急集会！どうなる都条例!？」に参加、15日には著名な漫画家や学者・出版関係者などによる都議会内集会「東京都による青少年健全育成条例改正案と『非実在青少年』規制を考える」の開催に協力するなど、条例案の見直しに向けて精力的に取り組み続けました。党内でも問題への認識が次第に深まり、他会派に働きかけ、最終的に全会一致で継続審議とすることができました。

都議会民主党は、4月5日に「青少年健全育成条例プロジェクトチーム」を発足させ、適切な修正案を作成すべく検討を進めて参ります。



都議会での集会（3月15日）で挨拶する吉田康一郎。



SPA! [2010/3/30号]に掲載されました。

□ 救急医療の東京ルール 効果と課題を検証せよ

東京都では、平成20年度、救急搬送に平均47.9分かかっています。このため、昨年「救急医療の東京ルール」を作り、最寄りの区域内で3つ以上の病院に打診しても受入れ先が決まらない場合、予め決めていた地域救急医療センターが受け入れるか搬送先の病院を探すこととなりました。

いわゆるたらい回しを防ぐという効果はありますが、センターの負担の増大、病院を探し易くするような情報システムなど、課題もあります。

このため民主党は、実施状況の分析により効果と課題を検証し、その結果を踏まえ、支援策などを検討するよう求めました。 ■



□ 保育所整備 病児・病後児保育の拡充を求める

厳しい経済状況が続く中、引き続き保育ニーズは増大しており、待機児童は増加の一途を辿っています。民主党は、保育所整備に加えて、保護者の一番の悩みである病児・病後児保育についても、施設の拡充やサービスコーディネートを強力に支援するよう求めました。

都は、平成24年度までに、保育サービスの利用児童数を2万2000人増やす他、区市町村の行う病気の子供のケアに関する普及啓発を図る事業や、子供の症状に応じ保育と送迎を組み合わせる等の事業に対し、国補助に加え都独自の補助等を行い、拡充に取り組むと答弁しました。 ■

□ NICU1.5倍 整備目標実現

低体重出生児の救命救急室(NICU)は、従来、新生児10万人あたりに20床設置という、20年前に作られた厚生労働省基準により、都内に約200床しかありません。



2500g以下の低体重出生児は、平成2年の1.5倍に増加しており、NICU不足が問題でした。そこで、民主党が整備目標を現在の実態に合わせて見直しを求め、都は312床を目標にしました。

今議会で民主党は、目標達成に必要な人員確保への都の取組みを質しました。都は、「周産期母子医療センターの医師確保等のため運営費補助を格段に充実する」と答えました。 ■

□ 身近な地域で充実を 発達障害児支援体制

発達障害は、3歳児健診ではっきり分からない場合もあり、その後、各自治体の就学時健診で初めて分かる事もあります。

この間の5歳で健診を実施したり、保育所・幼稚園などで早期に適切な支援を行えるよう、何らかの対応が必要です。

発達障害児への支援は、身近な地域での体制整備が重要です。そこで、民主党は、区市町村が発達障害支援体制の整備、発達障害の早期発見、早期支援を行うための財政支援を求めました。

都は、「障害者施策推進区市町村包括補助で財政支援を行う」と答えました。 ■



□ 高齢者の住まい 新たな都市型手法を

世界に類を見ないスピードで高齢化が進行する我が国で、特に東京の高齢者人口の増加は際立っています。都内では、団塊の世代が順次65歳を迎える平成24年以降、急速に高齢化が進み、都民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えます。なかでも、高齢者のみの世帯や要介護高齢者の急増が見込まれています。

そこで民主党は、身体機能の低下に応じた、特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を積極的に推進するよう求めました。都は、「定期借地権制度など、多様な手法を活用しながら整備を促進していく」とのみ答弁しました。 ■

□ 離職者対策の強化とともに 企業に対する法令遵守の徹底を

離職者への支援策には、生活面での支援や職業訓練、就業支援など、多様なメニューが用意されていますが、それらの情報が必要な人に届いているとは言えません。

また、雇用をめぐるトラブルの多くは、労働法令が守られていないことにも起因しており、企業の法令遵守が求められています。

さらに、職場におけるメンタルヘルス対策でも、対策だけでなく、予防策の充実が求められています。

都議会民主党は、本定例会でこれらのことを主張し、いずれも都から前向きな答弁を得ました。■



□ 住宅耐震化事業は 更なる対象地域拡大を！

都議会民主党は、建物倒壊危険度や火災危険度が高い地域であるにもかかわらず、木造住宅耐震化促進事業の対象となる「整備地域」に選定されていない地域があることをこれまで度々指摘してきました。

その結果、今年1月、建物倒壊危険度と火災危険度がともに高い地域については、ほぼ全地域が「整備地域」に含まれることになりました。しかし、地域危険度が高くてもまだ「整備地域」から漏れている地



域があるため、それらの地域にも対象を拡大するよう、強く求めました。■

□ 新銀行東京の責任問題 早期に責任の徹底検証を！

1月29日、新銀行東京は、旧経営陣2名に対して、損害賠償請求訴訟を提起しました。

石原知事は「訴訟は結構なこと。厳粛に見守りたい」と述べるにとどまり、設立時の過大なマスタープランの責任や旧経営陣の任命責任などには言及していません。

また、新銀行は、7人の取締役にも責任があるとして、報酬の自主返納を求めていましたが、それに応じていない取締役がいることも明らかになりました。

さらに、新銀行の創設を検討していた東京都の外郭団体が、旧経営陣と交わっていた契約書を破棄していたことも発覚しました。

時間が経つほど、設立当時の証拠書類等が破棄されるおそれがあることから、都議会民主党は早期に責任の徹底検証を求めるとともに、新銀行からの早期撤退を主張しています。■



吉田康一郎を応援する会 ご入会/カンパのお願い

ご入会・カンパをいただける方は、吉田康一郎事務所まで
電話・FAX・Eメール等にてご連絡ください。

＜年会費＞ 一口1,000円 ＜郵便振替＞ 00170-6-280784

＜口座名＞ 吉田康一郎を応援する会

5,000円以上をご寄附いただいた場合、所得税の控除を受けることができます。

ご意見欄 吉田康一郎へのメッセージやご意見等、お寄せ下さい。⇒ FAX：03-5345-5444、mail：voice@k-yoshida.jp

お名前		ご住所		お電話	
-----	--	-----	--	-----	--

吉田康一郎の役職・所属 【委員会】厚生委員会副委員長 【審議会】自然環境保全審議会、青少年健全育成審議会 【会派】環境政策調査会、都市政策調査会、交通政策調査会、医療再生PT、築地市場再整備PT、入札契約制度改革PT、青少年健全育成条例PTなど 【議員連盟】都議会拉致議連(幹事)、防災都市づくり推進計画・促進議連、防衛議連、花粉症対策推進議連、党日台友好議連など。

【吉田康一郎事務所】
中野区新井 1-1-16-202
電話 03-5345-5443
FAX 03-5345-5444
Eメール voice@k-yoshida.jp
HP <http://www.k-yoshida.jp/>